

公益財団法人 日本サッカー協会

2015年度 第8回理事会

協議事項

1. 臨時評議員会 開催の件
<p>以下の通り、臨時評議員会を開催したい。</p> <p>(1) 日時：10月4日(日) 13:00 開始</p> <p>(2) 会場：日本サッカー協会 4F 会議室</p> <p>(3) 議題：《協議事項》</p> <p style="padding-left: 40px;">①理事1名 選任の件</p> <p style="padding-left: 40px;">《報告事項》</p> <p style="padding-left: 40px;">① 役員の選任及び会長の選定に関する件</p>
2. 追加副審（AAR）導入検討プロジェクトの立ち上げの件
<p>追加副審（AAR）導入検討プロジェクトを立ち上げることとしたい。</p> <p>【AAR導入検討プロジェクトの立ち上げの目的・背景】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 得点の見極め（ボール全体がゴールラインを超えたか）を確実にする。 2. 得点の見極めに加え、ペナルティーエリア内の事象に対する正しい判定を追求する。 3. 得点の見極めを確実にするには副審がゴールライン上に位置することが必要である。しかし、副審はオフサイドの判定もするため、常時ゴールライン上に位置することはできない。 <p>上記を解決する対策として、競技規則には下記2点が記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴールラインテクノロジー（GLT） ・追加副審（AAR） <p>➢GLTは、得点の見極めに特化されたシステムである。</p> <p>➢GLTは、設置費用が非常に高額であり、また、各試合で運用コストも発生する。</p> <p>➢AARは、得点の見極めだけでなく、ペナルティーエリア内の事象についても主審をサポートできる。</p> <p>以上より、AARの導入を検討するプロジェクトを立ち上げることとしたい。</p> <p>【AAR導入検討プロジェクトが検討する事項（案）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢実施するリーグ・大会の検証と設定、実施時期の検証と設定 ➢「AAR導入に関する課題」に対するロードマップの作成 <ul style="list-style-type: none"> ・審判員の増員 ・審判員の増員の伴うレベル合わせ ・審判員の増員の伴う経費の確保 ➢GLTを採用しているFIFAやFIFA加盟協会から情報を収集し、GLTの利点や今後の発展性、低価格化の可能性、等について調査し、GLTの採用についても検討する。 ➢その他（必要に応じて）

【AAR導入検討プロジェクトメンバー構成（案）】

リーダー：上川徹 審判委員長

メンバー：審判委員会

Ｊリーグフットボール本部

技術委員会

競技運営部

日本プロサッカー選手会

幹 事：審判部、Ｊリーグ競技運営部

3. JFA/Jリーグ協働プログラムの件

（協議）資料No.1

2015 年度第 3 回の理事会にて承認された本件に関する支援金について、別添資料の事業・支援概要に基づき交付したい。

4. 「寄付月間～Giving December～」賛同パートナー（法人）申請の件

（協議）資料No.2

社会が抱える課題解決のための寄付の促進を図るため、今年度から 12 月を「寄付月間～Giving December～」とし、寄付文化の醸成に向けた活動がスタートする。日本サッカー協会としても同活動(下記参照)の賛同パートナー(法人)となり、社会の課題や寄付への関心を深めていきたい。同活動の主体は「寄付月間推進委員会」で、当該委員会には内閣府、文部科学省をはじめ、多くの助成団体、NGO、NPO、企業などが参画している。

寄付月間推進委員会メンバーおよび現時点の賛同パートナーは添付資料の通り。

〔寄付月間推進委員会からの文書抜粋〕 =====



寄付月間～Giving December～賛同パートナー（法人）

【寄付月間～Giving December～】

社会の課題が増す日本において、一人ひとりの役割の重要性が高まるとともに、寄付に関心をよせ、寄付する人も増加してきている。そこで、寄付者に感謝し、寄付の大切さと役割について考え、寄付に関心をよせ、行動をするきっかけともなる「月間」を制定する。平成 27 年度から開始することとし、12 月の 1 か月間をもって寄付月間とする。

本寄付月間は、経済界、メディア、NPO、行政が連携して別途設置する推進委員会を中心に、普及広報活動を実施し、各事業主体や法人が上記に関する自主的な取り組みを行うことを促進するものである。

【賛同パートナー（法人）】

1. 賛同パートナー（法人）とは

寄付月間の趣旨に賛同する法人

2. 賛同パートナー法人の申請

(1) 賛同パートナー法人は、別途定める書式により推進委員会への申請を行い、承認を得る

ことで賛同パートナー法人となる。ただし、賛同パートナー法人は、趣旨に賛同している法人ということであり、推進委員会としてその活動や組織についての信認や保証するものではない。

承認に際しては、以下の点を踏まえて承認を検討

- ・反社会的勢力とのかかわりが無いこと
- ・寄付や社会貢献活動について一定の実績があると認められること
- ・公序良俗に反する活動を行っていないこと
- ・寄付募集を行う場合には、寄付の透明性と信頼性向上に努めていると確認できること

(2) 賛同パートナー法人は、寄付月間 HP への法人名掲載、全体企画の情報の随時共有のほか、寄付月間ロゴの使用が可能となる。

(実際の表記方法については、個別に事前了解を得る必要がある)

3. 賛同パートナーへの期待

(1) 賛同パートナー法人への期待として、寄付月間についての広報媒体での情報発信、ポスター等の掲示、HP でのロゴ掲示や関連するイベント、勉強会、寄付募集企画の主催などが期待される。

(2) 賛同パートナー法人には、期間中に実施することについてはその自発性を尊重しており、特段の責務はない。しかし、寄付募集を主催する（非営利団体の寄付募集や企業の売上の一部寄付、募金箱など）場合においては、使途の事前告知、事後報告を行い、寄付の透明性の向上に寄与することが前提となる。

4. 賛同パートナーの期間

申請を承認した日から当該年度内。新年度に継続意思を作業部会から確認する。

5. ご提供いただきたいもの

- ①正式組織名称等
- ② Web 等に掲載用のロゴ
- ③寄付月間ウェブサイトからのリンク先

5. 登録還元金の件

(協議) 資料No.3

2014 年度第 8 回の理事会にて承認された「登録還元金」の制度内容に基づき、47 都道府県サッカー協会に対する各支援金限度額を以下の通りとしたい。

1. 2016 年度「47FA 公益目的事業活動支援金」限度額について

(1) 目的: 47FA が行う各種公益目的事業に対して、その活動を支援することを目的に交付する。

(2) 算出基準

- ①基本交付金 I : 2014 年度都道府県別登録納付料 25.0%
- ②基本交付金 II : 2014 年度 J F A 登録料総収入 25.0% × 都道府県別登録指数
 - * 都道府県別登録指数 : 都道府県別登録数人口比を全国偏差値換算の上、指数化
 - * 人口数 : 平成 25 年度人口動態 (都道府県別) より抽出
 - * 東日本大震災被災地への対応として、岩手 FA については、昨年度に引き続き、「登録数、及び登録納付料」が 2010 年度を下回っているため、「2010 年度の登録数、および登録

納付料」を元に算出する。

【変更点】

- ① 2014 年度からのフットサル登録の制度変更に伴い、フットサル登録納付料と登録数が大幅に減少したため、「2014 年度のフットサルチーム、選手の登録数、および登録納付料」を2倍にした数値を元に算出する。
 - ②各都道府県 FA への還元金の下限額を、前年度比－100 万円とする。
2. 2016 年度「47FA 基盤強化支援金」限度額について
- (1) 目的：組織運営に不可欠な事務局の質的/量的充実を実現し、組織の自立した運営、更なる発展を目指す。
 - (2) 金額：470,000,000 円 (1,000 万円/各 FA)

6. 地域協会法人化の件

2014 年度第 9 回の理事会にて承認された「JFA が行うサポート」について、以下の通りとしたい。

1. 補助額：各地域協会あたり 1,000 万円を上限とする。
2. 補助概要：

金額	
①スタッフを地域採用	人件費・その他管理費合計で 1,000 万円
②スタッフを JFA 出向	人件費・その他管理費合計で 500 万円
人件費充当限度額	①：1,000 万円 ②：500 万円
複数名への配分可否	可（常勤の事務総長（仮）もしくは事務局責任者への充当は必須）
その他管理費充当限度額	①・②いずれの場合も 250 万円
その他管理費充当可能項目	47FA 基盤強化支援金の規定に準ずる
支援開始時期	2016 年 1 月（4 月法人化見込※が大前提）

※事務総長を含むスタッフの採用、事務所の設置が完了していることを指す

【2014 年度第 9 回の理事会で承認された内容】

- ①法人化申請サポート（定款・資料作成、等）
- ②人材サポート（JFA 出向もしくは地域採用の専任事務局長クラスの人件費補助、等）
- ③その他補助（事務所経費、等）

* なお、従前各地域に配分している「9 地域交付金」は継続して助成する

7. アンチ・ドーピング部会員追加の件

（協議）資料No.4

医学委員会アンチ・ドーピング部会員に、以下の矢倉氏を追加したい。

部会員 矢倉 幸久（やぐら ゆきひさ）／北海道サッカー協会スポーツ医学委員
富良野病院 整形外科

理由：・サッカーだけでなく、スキー、バレーボール、バスケットボール、アイスホッケーなど多岐にわたりドーピング検査に従事してきており、経験が豊富である。

・部会員の地域的配置を考慮した。